

		2 財産売却収入	236,646
5 寄附金			1
	1 寄附金		1
6 繰入金			142,680
	1 基金繰入金		142,680
7 繰越金			490,731
	1 繰越金		490,731
8 諸収入			2,928
	1 受託事業収入		560
	2 延滞金、加算金及び料 過		1
	3 雑収入		2,367
9 県債			974,917
	1 県債		974,917
歳入	合計		7,311,997

歲出

款	項	金額
1 管理費	1 管理費	1,138,758
2 事業費	1 事業費	2,665,541
3 交付金	1 交付金	2,045,850
4 公債費	1 公債費	1,150,848
5 繰出金	1 一般会計繰出金	310,000
6 予備費	1 予備費	1,000

歳 出 合 計	7,311,997
---------	-----------

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
林道費	550,000	普通債 貸券 借発 又行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行って 後において は、当該利 直し後の利 率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又はは低利に借換えをすることができ。る。
林道災害復旧費	27,000	同上	同上	同上
借換債	397,917	同上	同上	同上
計	974,917			

3 平成29年度山梨県災害救助基金特別会計予算

平成29年度山梨県災害救助基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ224,431千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 国庫支出金		57,321
	1 国庫負担金	57,321
2 財産収入		412
	1 財産運用収入	412
3 繰入金		85,698
	1 繰入金	85,698
4 県債		81,000

	1 県	債	81,000
歳入	合計		224,431

歳出

款	項	金額
1 災害救助費		224,431
	1 災害救助費	224,431
歳出	合計	224,431

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害救助基金貸付金	81,000	災害救助法の定めるところによる。	無利子	災害救助法の定めるところによる。
計	81,000			

4 平成29年度山梨県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

平成29年度山梨県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ204,877千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」

による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができるとする事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金	1 繰入金	1,091
	1 繰入金	1,091
2 繰越金	1 繰越金	129,385
	1 繰越金	129,385
3 諸収入	1 貸付金元利収入	74,401
	2 雑収入	6
	合計	204,877

歳出

款	項	金額
1 母子父子寡婦福祉	1 母子父子寡婦福祉費	191,299
	1 母子父子寡婦福祉費	191,299

2 公 債 費	1 公 債 費	8,707
	3 繰 出 金	4,871
	1 一 般 会 計 繰 出 金	4,871
歳 出	合 計	204,877

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
平成29年度に母子父子寡婦福祉資金について貸付けを決定すること。	平成30年度から平成34年度まで		110,952 千円

5 平成29年度山梨県中小企業近代化資金特別会計予算

平成29年度山梨県中小企業近代化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,390,356千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。  
(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の

目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰越金	1 繰越金	897,848
	1 繰越金	897,848
2 諸収入	1 貸付金償還金	1,742,506
	2 雑収入	2
	3 県債	750,000
	1 県債	750,000
歳入	合計	3,390,356

歳出

款	項	金額
1 中小企業近代化 中資金貸付金		3,390,356



	1 中小企業近代化 資金貸付金	3,390,356
歳 出	合 計	3,390,356

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
公益財団法人やまなし産業支援機構が、平成29年度において、県及び金融機関からの借入金により行う県単独中小企業設備貸与事業について損失を生じた場合、同機構に対しその損失を補償すること。	平成29年度から平成39年度まで	借入元本 500,000 千円の元利合計金額（遅延利息を含む。）の45%以内（リースにあっては50%以内）

第3表 地方債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
小規模企業者等 設備導入資金貸付金	750,000	普 通 貸 借	0.5%以内	独立行政法人中小企業基盤整備機構の定める融資条件による。
計	750,000			

6 平成29年度山梨県農業改良資金特別会計予算

平成29年度山梨県農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36,614千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歲入歲出予算  
歲入

(單位千円)

款	項	金額
1 繰入金	1 繰入金	466
	1 繰入金	466
2 繰越金	1 繰越金	24,653
	1 繰越金	24,653
3 諸収入	1 貸付金償還金	11,495
	2 雑収入	40
	合計	36,614

歲出

款	項	金額
1 農業改良資金 農貸	1 資金貸付金	36,614
	1 資金貸付金	36,614

	36,614
--	--------

7 平成29年度山梨県市町村振興資金特別会計予算

平成29年度山梨県市町村振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,200,358千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

(単位千円)

款	項	金額	額
1 繰 入 金			2,000,000
	1 繰 入 金		2,000,000
2 繰 越 金			1
	1 繰 越 金		1
3 諸 収 入			1,200,357
	1 貸付金元利収入		1,200,357
歳 入	合 計		3,200,358

歳出

款	項	金額
1 市町村振興資金		
	1 資金貸付金	3,200,358
歳出合計		3,200,358

8 平成29年度山梨県県税証紙特別会計予算

平成29年度山梨県県税証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,616,762千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 県税証紙収入		1,616,760
	1 県税証紙収入	1,616,760
2 繰越金		2

	1 繰越金	
歳入	合計	1,616,762

歳出

款	項	金額
1 繰出金		1,616,762
	1 一般会計繰出金	1,616,762
歳出	合計	1,616,762

9 平成29年度山梨県集中管理特別会計予算

平成29年度山梨県集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ105,912,155千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		53,688

	1 使用料	53,688
2 繰入金		52,084
	1 繰入金	52,084
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		105,806,382
	1 振替収入	105,806,382
歳入	合計	105,912,155

歳出

款	項	金額
1 自動車管理費		38,607
	1 自動車管理費	38,607
2 給与管理費		105,768,497
	1 給与管理費	105,768,497

3 通信管理費			72,000
	1 通信管理費		72,000
4 車両燃料管理費			33,051
	1 車両燃料管理費		33,051
歳出	合計		105,912,155

## 10 平成29年度山梨県商工業振興資金特別会計予算

平成29年度山梨県商工業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ45,241,093千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		22,341,943
	1 繰入金	22,341,943

2 諸 収 入		22,899,150
	1 貸付金償還金	22,899,150
歳 入	合 計	45,241,093

歳 出

款	項	金 額
1 商 工 業 振 興 資 金 貸 付		45,241,093
	1 商 工 業 振 興 資 金 貸 付	22,342,443
	2 一 般 会 計 繰 出 金	22,898,650
歳 出	合 計	45,241,093

- 11 平成29年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算  
平成29年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。
- (歳入歳出予算)
- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ83,997千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。



第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金	1 繰入金	1,421
	1 繰入金	1,421
2 繰越金	1 繰越金	54,131
	1 繰越金	54,131
3 諸収入	1 貸付金償還金	28,445
	2 雑収入	2
	合計	83,997

歳出

款	項	金額
1 林業・木材産金 改善資付金	1 資金貸付金	72,494
	1 資金貸付金	72,494

2 木材産業等高度化 推進資金貸付金		
	1 資金貸付金	11,503
歳出	合計	83,997

12 平成29年度山梨県流域下水道事業特別会計予算

平成29年度山梨県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,304,490千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		3,753,126
	1 負担金	3,753,126

2 県 支 出 金			613,904
	1 県 補 助 金		613,904
3 繰 入 金			1,677,337
	1 繰 入 金		1,677,337
4 繰 越 金			1,073
	1 繰 越 金		1,073
5 県 債			259,050
	1 県 債		259,050
歳 入	合 計		6,304,490

歳 出

款	項	金 額
1 流 域 下 水 道 費		4,685,403
	1 流 域 下 水 道 管 理 費	3,623,111
	2 流 域 下 水 道 事 業 費	1,062,292

2 公 債 費	1 公 債 費	1,618,087
	3 予 備 費	1,000
1 予 備 費		1,000
歳 出	合 計	6,304,490

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
富士北麓流域下水道建設事業に係る富士北麓浄化センター汚泥処理設備更新工事（富士吉田市）について請負契約を締結すること。	平成30年度		66,000 千円
富士北麓流域下水道建設事業に係る河口湖第2中継ポンプ場設備更新工事（南都留郡富士河口湖町）について請負契約を締結すること。	平成30年度		113,928 千円
峡東流域下水道建設事業に係る峡東浄化センター汚泥脱水機増設工事（笛吹市）について請負契約を締結すること。	平成30年度		80,000 千円

峡東流域下水道建設事業に係る峡東浄化センター汚泥脱水機更新工事（笛吹市）について請負契約を締結すること。	平成30年度	42,312 千円
桂川流域下水道建設事業に係る桂川清流センター中央監視設備更新工事（大月市）について請負契約を締結すること。	平成30年度	272,000 千円

第3表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道管理費	38,000	普通債券発行 又行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができ。
流域下水道事業費	184,000	同上	同上	同上
借換費	37,050	同上	同上	同上

計	259,050			

13 平成29年度山梨県公債管理特別会計予算

平成29年度山梨県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ131,793,439千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 財産収入	1 財産運用収入	121,247
2 繰入金		87,971,755
	1 一般会計繰入金	84,557,861
	2 基金繰入金	3,413,894

3 県 債	債		43,700,437
	1 県	債	43,700,437
歳 入 合 計			131,793,439

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		131,672,192
	1 公 債 費	131,672,192
2 諸 支 出 金		121,247
	1 県債管理基金積立金	121,247
歳 出 合 計		131,793,439

第2表 地方債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
			5.0%以内	

借換債	43,700,437	普通債券発行	(ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができるとする。
計	43,700,437			

14 平成29年度山梨県営電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度山梨県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間目標供給電力量 465,062,500キロワットアワー

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 電気事業収益 5,086,706千円

第1項 営業収益 4,692,109千円

第2項 財務収益 2,013千円

第3項 事業外収益 392,554千円

第4項 特別利益 30千円

支出

第1款 電気事業費用 4,691,624千円

第1項 営業費用 4,263,074千円

第2項 財務費用 23,338千円

第3項 事業外費用 400,182千円

第4項 特別損失 30千円

第5項 予備費 5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,413,344千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額142,680千円、減債積立金170,967千円、建設改良積立金326,760千円、中小水力発電開発改良積立金860,000千円、地域文化振興・環境保全積立金319,000千円及び過年度分損益勘定留保資金593,937千円で補填するものとする。)

収入

第1款 資本的収入 76,024千円

第1項 固定資産売却代金 10千円

第2項 長期貸付金償還金 55,514千円

第3項 国庫補助金 20,500千円

支出

第1款 資本的支出 2,489,368千円

第1項 水力発電所建設費 43,654千円

第2項 小水力発電所建設費 254,708千円



- 第3項 水力発電設備改良費 1,557,323千円
  - 第4項 業務設備改良費 18,316千円
  - 第5項 事業外設備改良費 85,320千円
  - 第6項 水力発電地点等開発調査費 65,880千円
  - 第7項 水力発電設備改良調査費 43,200千円
  - 第8項 企業債償還金 170,967千円
  - 第9項 繰出金 250,000千円
- (継続費)
- 第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年 度		年 割 額
				平成29年度	平成30年度	
1	電気事業費用	奈良田第一・第二発電所改修事業	404,179千円	平成29年度	平成30年度	404,179千円
1	資本的支出	水力発電設備改良費	316,764千円	平成29年度	平成30年度	316,764千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)  
 第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と事業外費用との間  
 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)
- 第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
- (1) 職員給与費等 1,052,560千円  
 (たな卸資産購入限度額)
- 第8条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

15 平成29年度山梨県営温泉事業会計予算

- (総則)
- 第1条 平成29年度山梨県営温泉事業会計の予算は、次に定めるところによる。  
 (業務の予定量)
- 第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給湯口数

508口

- (2) 年間総給湯量 780,000立方メートル
- (3) 一日平均給湯量 2,137立方メートル  
 (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

- 収入
- 第1款 温泉事業収益 153,965千円
- 第1項 営業収益 145,837千円
- 第2項 営業外収益 8,118千円
- 第3項 特別利益 10千円

支出

- 第1款 温泉事業費用 176,965千円
- 第1項 営業費用 169,160千円
- 第2項 営業外費用 6,471千円
- 第3項 特別損失 334千円
- 第4項 予備費 1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額73,454千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額640千円、建設改良積立金36,720千円及び過年度分損益勘定留保資金36,094千円で補填するものとする。)

収入

- 第1款 資本的収入 10千円
- 第1項 固定資産売却代金 10千円

支出

- 第1款 資本的支出 73,464千円
- 第1項 温泉事業設備改良費 73,464千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)  
 第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と事業外費用との間  
 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)
- 第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等  
 (たな卸資産購入限度額)  
 第7条 たな卸資産の購入限度額は、875千円と定める。

**16 平成29年度山梨県営地域振興事業会計予算**  
 (総則)

第1条 平成29年度山梨県営地域振興事業会計の予算は、次に定めるところによる。  
 (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 丘の公園年間総収容人員  
 (収益的収入及び支出) 220,480人

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

**収 入**

第1款 地域振興事業収益 162,105千円  
 第1項 営業収益 162,000千円  
 第2項 営業外収益 95千円  
 第3項 特別利益 10千円

**支 出**

第1款 地域振興事業費用 159,090千円  
 第1項 営業費用 145,524千円  
 第2項 営業外費用 12,556千円  
 第3項 特別損失 10千円  
 第4項 予備費 1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額66,648千円は、過年度分損益勘定留保資金23,472千円及び当年度分損益勘定留保資金43,176千円で補填するものとする。)

**収 入**

第1款 資本的収入 10千円  
 第1項 固定資産売却代金 10千円

**支 出**

第1款 資本的支出 66,658千円  
 第1項 地域振興事業設備改良費 10,143千円  
 第2項 他会計借入金償還金 55,515千円

第3項 予備費 1,000千円  
 (一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、80,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番